

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

<ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則 （以上県例規集登載） 	<p>行政改革推進室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争入札の実施 <p>【人事委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 	<p>用度課</p> <p>人事委員会</p>
<p>【規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県会計事務決裁規程の一部改正 （県例規集登載） 	<p>会計課</p>	<p>【選挙管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 個人演説会等を開催することができる施設 の指定の取消し 	<p>選挙管理委員会</p>
<p>【告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 知事指定薬物の指定 ○ 道路の供用開始 ○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出 	<p>環境管理課</p> <p>健康推進課</p> <p>医薬安全課</p> <p>道路整備課</p> <p>建築指導課</p>	<p>【公告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共測量の実施 	<p>監理課</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共測量の実施 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>目次</p>	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県規則第七十号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条・第十四条」を「第十四条・第十五条」に、「第十五条―第十八条」を「第十六条―第十九条」に、「第十九条・第二十条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第二条第十六号中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第三条第七項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第七条ただし書中「専決者」を「専決者又は受任者」に改める。

第十条第一項中「及び」を「、別表第二(1)及び(3)並びに」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第六章中第十八条を第十九条とする。

第十七条中「第十五条」を「第十六条」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第五章中第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第二項中「前条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第四章中第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（出先機関における本庁への合議）

第十二条 第十条の規定により、出先機関において本庁に合議する事案は、所長を経て合議するものとする。ただし、第二十一条に規定する細則により当該事案の専決者が定められている場合は、当該専決者を経て合議するものとする。

2 前項の規定により合議をした事案について合議先と意見が一致しない場合は、所長は、合議先又はその上司と意見の調整を行うものとする。この場合において、なお、意見が一致しない場合は、所管を同じくする長が合議先であるもの（合議先が部長であるものを除く。）にあつては部長の、その他のものにあつては副知事の裁定を受けるものとする。

3 前項の規定により、裁定を受けた事案については、当該裁定の内容に従つて、再度合議し、合議先はこれに同意するものとする。

別表第二(1)（第6条、第8条、第10条関係）出先機関共通委任事項（一般）

事項	合議先	受任者		備考
		所長	県事務所長	
1 所掌事務の実施計画の決定及び運営管理		○		
2 所掌事務の管理改善		○		

3	班等の分掌事務の決定		<input type="radio"/>		
4	職員の配置及び事務分担の決定		<input type="radio"/>		
5	支所，駐在所，分室等の担当区域及び所掌事務の決定並びに駐在職員の配置		<input type="radio"/>		
6	職員の出張命令及び復命の査閲		<input type="radio"/>		
	(1) 県内出張		<input type="radio"/>		
	(2) 県外出張		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	職員の時間外勤務命令及び時間外勤務代休時間の指定		<input type="radio"/>		
8	職員の週休日の振替等及び休日の代休日の指定		<input type="radio"/>		
9	職員の深夜勤務制限の請求に対する通知		<input type="radio"/>		
10	職員の年次休暇の届出の受理，時季変更権の行使並びに病気休暇，特別休暇及び介護休暇の承認		<input type="radio"/>		
11	職員の職務専念義務免除の承認，営利企業への従事等の許可及び消防団員との兼職の承認		<input type="radio"/>		
12	職場研修計画の決定及び実施		<input type="radio"/>		
13	所掌事務のうち軽易又は定例的な事項に係る公表及び揭示並びに証明書，謄本等の交付		<input type="radio"/>		
14	所掌事務に係る軽易な広報の実施		<input type="radio"/>		
15	所掌事務に係る通知，通報，通達，照会，報告，回答，申請，上申，進達等		<input type="radio"/>		
16	備付帳簿の調製並びに縦覧及び閲覧の許可		<input type="radio"/>		

17	聴聞及び公聴会の開催並びに弁明の機会の付与		<input type="checkbox"/>		・委任事項に係るものに限る。
18	庁用自動車の使用承認		<input type="checkbox"/>		
19	手数料の減免及び還付の決定		<input type="checkbox"/>		・委任事項に係るものに限る。
20	所属の公有財産の管理		<input type="checkbox"/>		
21	所属の行政財産の目的外使用の許可		<input type="checkbox"/>		
22	所属の公有財産の貸付け（転貸の承認を含む。）等	財産活用課長	<input type="checkbox"/>		
23	22のうち特に重要なもの	総務部次長	<input type="checkbox"/>		・総務部次長への合議は、財産活用課長を経由すること。
24	職員の職務発明に係る特許等の出願及び特許権の通常実施権の許諾等	本庁の主務課長 財産活用課長	<input type="checkbox"/>		・本庁の主務課長及び財産活用課長への合議は、特許権の通常実施権の許諾等に係るものに限る。
25	所属の借用財産の管理		<input type="checkbox"/>		
26	所属の県公舎の入居者の決定		<input type="checkbox"/>		
27	収入（委任事項に係るものに限る。）を伴う事案の決定に係る契約の締結その他の収入の原因となるべき行為		<input type="checkbox"/>		
28	支出（合達予算の範囲内に限る。）を伴う事案の決定に係る契約の締結その他の支出負担行為		<input type="checkbox"/>		
29	財務規則に基づく収入決定者及び支出命令者の行うべき収入決定、支出命令その他の行為		<input type="checkbox"/>		

30 物品の取得，管理及び処分				
(1) 物品（集中調達及び重要物品（財務規則第233条第2項に規定する重要物品をいう。以下同じ。）（動物及び美術品を除く。）に係るものを除く。）の購入			<input type="radio"/>	
(2) 物品のリース契約			<input type="radio"/>	・金額は，リース料の総額による。
(3) (2)のうち動力船又は自動車に係るもの				
ア 1件500万円以上のもの	出納局長		<input type="radio"/>	・出納局長への合議は，用度課長を経由すること。
イ 1件500万円未満のもの	用度課長		<input type="radio"/>	
ウ 1件20万円未満のもの	用度課管理班長		<input type="radio"/>	
(4) 物品の寄附の受入れ			<input type="radio"/>	
(5) (4)のうち重要物品その他1件500万円以上の物品に係るもの				・金額は，取得物品の時価評価額による。
ア 1件1,000万円以上のもの	出納局長		<input type="radio"/>	・出納局長への合議は，用度課長を経由すること。
イ 1件1,000万円未満のもの	用度課長		<input type="radio"/>	
(6) 物品の管理			<input type="radio"/>	
(7) 物品の管理換え	用度課管理班長		<input type="radio"/>	・用度課管理班長への合議は，県事務所間における重要物品の管理換えに限る。
(8) 物品の貸付け（財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例（(12)において「財産条例」という。）第8条の規定による無償貸付け及び減額貸付けを含む。）			<input type="radio"/>	
(9) (8)のうち動力船，自動車類その他知事が別に定める物品（動力船及び自動				・金額は，物品の取得額又は時価評価額による。

車類にあつては、その貸借期間が1箇月未満のものを除く。)に係るもの				
ア	1件2,000万円以上のもの	出納局長	<input type="radio"/>	・出納局長への合議は、用度課長を経由すること。
イ	1件2,000万円未満のもの	用度課長	<input type="radio"/>	
ウ	1件100万円未満のもの	用度課管理班長	<input type="radio"/>	
(10) 物品の借受け				
(11) (10)のうち動力船、自動車類その他知事が別に定める物品(動力船及び自動車類にあつては、その貸借期間が1箇月未満のものを除く。)に係るもの				
ア	時価が1件2,000万円以上又は賃借料の総額が1件500万円以上のもの	出納局長	<input type="radio"/>	・出納局長への合議は、用度課長を経由すること。
イ	時価が1件2,000万円未満又は賃借料の総額が1件500万円未満のもの	用度課長	<input type="radio"/>	
ウ	時価が1件100万円未満又は賃借料の総額が1件20万円未満のもの	用度課管理班長	<input type="radio"/>	
(12) 財産条例第6条の規定による物品の交換並びに財産条例第7条の規定による物品の譲与及び減額譲渡				
(13) (12)のうち重要物品その他1件500万円以上の物品に係るもの				
ア	1件2,000万円以上のもの	出納局長	<input type="radio"/>	・金額は、物品の取得額又は時価評価額による。
イ	1件2,000万円未満のもの	用度課長	<input type="radio"/>	・出納局長への合議は、用度課長を経由すること。
ウ	1件100万円未満のもの	用度課管理班長	<input type="radio"/>	
(14) 物品の転用等及び不用の決定並びに売却及び廃棄				
			<input type="radio"/>	

(15) (14)のうち重要物品の売払い及び廃棄に係るもの				・金額は、重要物品の売却予定価格による。
ア 1件300万円以上のもの	出納局長		<input type="radio"/>	・出納局長への合議は、用度課長を経由すること。
イ 1件300万円未満のもの	用度課長		<input type="radio"/>	
ウ 1件20万円未満のもの	用度課管理班長		<input type="radio"/>	
エ 廃棄	用度課管理班長		<input type="radio"/>	
(16) 動産の寄託の受入れ			<input type="radio"/>	
31 その他収入及び支出（令違予算の範囲内に限る。）を伴う事案の決定			<input type="radio"/>	
32 歳入歳出外現金及び財務規則第178条に規定する保管有価証券の受入れ及び払出しの命令			<input type="radio"/>	
33 諸手当の認定等に係る事実確認			<input type="radio"/>	
34 岡山県快適な環境の確保に関する条例の施行に関する事務				
(1) 県が管理する施設への落書きの消去命令（第9条）			<input type="radio"/>	・所属の施設に係るものに限る。
(2) 自動車等の放置に対する措置				・所属の施設に係るものに限る。
ア 放置自動車等への警告書のはり付け（第15条）			<input type="radio"/>	
イ 放置自動車等の所有者等への通知又は所有者等が判明しない場合の公示（第16条）			<input type="radio"/>	
ウ 放置自動車等の廃物認定（第17条）			<input type="radio"/>	
エ 放置自動車等の処分等（第18条（第2項を除く。））			<input type="radio"/>	

オ 放置自動車等の処分等に係る費用の請求 (第19条)			○	
-----------------------------	--	--	---	--

別表第二(3)のイのイのイのイ

別表第2(3) (第8条, 第10条関係) 県民局共通委任事項

事 項	合 議 先	備 考
1 所掌事務の実施計画の決定及び運営管理		
2 所掌事務の管理改善		
3 班等の分掌事務の決定		
4 職員の配置及び事務分担の決定		
5 分室, 駐在所等の担当区域及び所掌事務の決定並びに駐在する職員の配置		
6 職員 (統轄する出先機関の職員を含む。13において同じ。) の任免, 昇給, 昇任, 配置 換及び休職に係る人事の内申等の決定		
7 職員の出張命令及び復命の査閲		
8 職員の時間外勤務命令及び時間外勤務代休時間の指定		
9 職員の週休日の振替等及び休日の代休日の指定		
10 職員の深夜勤務制限の請求に対する通知		
11 職員の休暇及び職務専念義務免除の承認等		
(1) 年次休暇の届出の受理, 時季変更権の行使並びに病気休暇, 特別休暇及び介護休暇の承認		
(2) 職務専念義務免除の承認		

<p>(3) 営利企業への従事等の許可</p> <p>(4) 消防団員との兼職の承認</p>		
<p>12 自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食をする場合の届出（岡山県職員倫理規則第4条第2項第8号から第10号まで）</p>		
<p>13 職員表彰の決定等</p> <p>(1) 知事表彰に係る内申の決定</p> <p>(2) 県民局長表彰の決定</p>		
<p>14 職場研修計画の決定及び実施</p>		
<p>15 所掌事務に係る公表及び揭示並びに証明書、謄本等の交付</p>		
<p>16 所掌事務に係る公聴及び広報の実施</p>		
<p>17 所掌事務に係る通知、通報、通達、照会、報告、回答、申請、上申、進達等</p>		
<p>18 備付帳簿の調製並びに縦覧及び閲覧の許可</p>		
<p>19 聴聞及び公聴会の開催並びに弁明の機会の付与</p>		<p>・委任事項に係るものに限る。</p>
<p>20 県民局長表彰等の決定（13に係るものを除く。）</p>		
<p>21 県の共催、後援、協賛、推薦及びこれらに類する名義等の使用承認（当該県民局の所管する事項に係るものに限る。）</p>		
<p>22 県民局の共催、後援、協賛、推薦及びこれらに類する名義等の使用承認</p>		
<p>23 手数料の減免及び還付の決定</p>		<p>・委任事項に係るものに限る。</p>

24 所属の公有財産の管理		
(1) 公有財産の管理		
(2) 行政財産の目的外使用の許可		
(3) 公有財産の貸付け（転貸の承認を含む。）等	財産活用課長	
(4) ③のうち特に重要なもの	総務部次長	・総務部次長への合議は、財産活用課長を経由すること。
(5) 職員の職務発明に係る特許等の出願及び特許権の通常実施権の許諾等	本庁の主務課長 財産活用課長	・本庁の主務課長及び財産活用課長への合議は、特許権の通常実施権の許諾等に係るものに限る。
(6) 県公舎の入居者の決定		
25 借用財産の管理		
26 収入（委任事項に係るものに限る。）を伴う事案の決定に係る契約の締結その他の収入の原因となるべき行為		
27 支出（令達予算の範囲内に限る。）を伴う事案の決定に係る契約の締結その他の支出負担行為		
28 財務規則に基づき収入決定者及び支出命令者の行うべき収入決定、支出命令その他の行為		
29 歳入歳出外現金及び財務規則第178条に規定する保管有価証券の受入れ及び払出しの命令		
30 物品の取得、管理及び処分		

<p>(1) 物品（集中調達及び重要物品（動物及び美術品を除く。）に係るものを除く。）の購入</p>		
<p>(2) 物品のリース契約</p>		
<p>(3) (2)のうち動力船又は自動車に係るもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> 金額は、リース料の総額による。
<p>ア 1件500万円以上のもの</p>	<p>出納局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出納局長への合議は、用度課長を経由すること。
<p>イ 1件500万円未満のもの</p>	<p>用度課長</p>	
<p>ウ 1件20万円未満のもの</p>	<p>用度課管理班長</p>	
<p>(4) 物品の寄附の受入れ</p>		
<p>(5) (4)のうち重要物品その他1件500万円以上の物品に係るもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> 金額は、取得物品の時価評価額による。
<p>ア 1件1,000万円以上のもの</p>	<p>出納局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出納局長への合議は、用度課長を経由すること。
<p>イ 1件1,000万円未満のもの</p>	<p>用度課長</p>	
<p>(6) 物品の管理</p>		
<p>(7) 物品の管理換え</p>	<p>用度課管理班長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 用度課管理班長への合議は、県事務所間における重要物品の管理換えに限る。
<p>(8) 物品の貸付け（財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（(12)において「財産条例」という。）第8条の規定による無償貸付け及び減額貸付けを含む。）</p>		
<p>(9) (8)のうち動力船、自動車類その他知事が別に定める物品（動力船及び自動車類にあつては、その貸借期間が1箇月未満のものを除く。）に係るもの</p>		<ul style="list-style-type: none"> 金額は、物品の取得額又は時価評価額による。
<p>ア 1件2,000万円以上のもの</p>	<p>出納局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出納局長への合議は、用度課長を経由すること。

イ 1件2,000万円未満のもの	用度課長	
ウ 1件100万円未満のもの	用度課管理班長	
(10) 物品の借受け		
(11) (10)のうち動力船、自動車類その他知事が別に定める物品（動力船及び自動車類にあつては、その貸借期間が1箇月未満のものを除く。）に係るもの		
ア 時価が1件2,000万円以上又は賃借料の総額が1件500万円以上のもの	出納局長	<ul style="list-style-type: none"> 出納局長への合議は、用度課長を経由すること。
イ 時価が1件2,000万円未満又は賃借料の総額が1件500万円未満のもの	用度課長	
ウ 時価が1件100万円以上又は賃借料の総額が1件20万円未満のもの	用度課管理班長	
(12) 財産条例第6条の規定による物品の交換並びに財産条例第7条の規定による物品の譲与及び減額譲渡		
(13) (12)のうち重要物品その他1件500万円以上の物品に係るもの		<ul style="list-style-type: none"> 金額は、物品の取得額又は時価評価額による。
ア 1件2,000万円以上のもの	出納局長	<ul style="list-style-type: none"> 出納局長への合議は、用度課長を経由すること。
イ 1件2,000万円未満のもの	用度課長	
ウ 1件100万円未満のもの	用度課管理班長	
(14) 物品の転用等及び不用の決定並びに売払い及び廃棄		
(15) (14)のうち重要物品の売払い及び廃棄に係るもの		<ul style="list-style-type: none"> 金額は、重要物品の売却予定価格による。
ア 1件300万円以上のもの	出納局長	<ul style="list-style-type: none"> 出納局長への合議は、用度課長を経由すること。

<p>イ 1件300万円未満のもの</p> <p>ウ 1件20万円未満のもの</p>	<p>用度課長</p> <p>用度課管理班長</p>
<p>エ 廃棄</p> <p>(16) 動産の寄託の受入れ</p>	<p>用度課管理班長</p>
<p>31 諸手当の認定等に係る事実確認</p> <p>32 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉法人及び社会福祉事業に関すること（一般監査に係るもの（知事が必要と認めた事項を除く。）に限り、2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営業者及び岡山県健康の森学園障害者支援施設に係るものを除く。）。</p>	
<p>(1) 社会福祉法人に対する報告の徴収又は立入検査（第56条第1項）</p> <p>(2) 社会福祉法人に対する報告、当該報告に従わなかった旨の公表又は当該報告に係る措置をとるべき旨の命令（第56条第4項から第6項まで）</p> <p>(3) 他の所轄庁に対する意見の具申（第57条の2第1項）</p> <p>(4) 関係都道府県知事等に対する協力の要請（第57条の2第2項）</p> <p>(5) 社会福祉事業経営者に対する報告の徴収及び施設、帳簿、書類等の検査その他事業経営状況の調査（第70条）</p> <p>(6) 社会福祉事業経営者に対する施設の改善命令（第71条）</p> <p>33 工事の執行に関する事務</p> <p>(1) 1件4億円未満の工事の執行（岡山県工事執行規則に基づくものをいう。）の決定（入</p>	

<p>札の公告，指名入札者の指名，入札予定価格，最低制限価格及び調査基準価格の決定を含む。)及び建設工事に準ずる委託の決定(変更により1件4億円以上となるものであらかじめ知事の承認を受けたものに係る決定を含む。)</p>	
<p>(2) 工程表の承認及び工期の延長</p> <p>(3) 工事現場監督員の選任</p>	
<p>34 その他収入及び支出(令達予算の範囲内に限る。)を伴う事案の決定</p>	
<p>35 補償，補償及び行政財産(道路，堤防，樋門及びこれらに準ずる公共用の施設の用に供するものに限る。)の取得(農林水産部及び土木部に係るものに限る。)</p>	<p>・1件3,000万円以上(行政財産の取得については，5,000万円以上)のものについては，あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p>
<p>36 公共又は公共用に供する不動産の借受け</p>	
<p>37 工事及び用地買収に係る調査，測量，試験及び設計の委託</p>	
<p>(1) 1件5,000万円未満の工事及び用地買収に係る調査，測量，試験及び設計の委託(変更により1件5,000万円以上となるものであらかじめ知事の承認を受けたものを含む。)の執行の決定(入札の公告，指名入札者の指名並びに入札予定価格，最低制限価格及び調査基準価格の決定を含む。)</p> <p>(2) 業務計画書の承認及び履行期間の延長</p> <p>(3) 監督員の選任</p>	
<p>38 工事に伴い取得した行政財産の登記及び登録の嘱託</p>	
<p>39 国庫負担，国庫補助又は県費補助に係る市町村土木工事の施行中止命令又はその解除(土木部に係るものに限る。)</p>	
<p>40 工事不用品等の処分(土木部に係るものに限る。)</p>	
<p>41 災害その他緊急の必要がある場合における公共土木施設に対する応急措置</p>	

<p>42 土地収用法に基づき収用及び使用の手続に関すること（土木部に係るものに限る。）。</p> <p>(1) 事業の準備のための立入り通知及び立入権の付与（第11条）</p> <p>(2) 立入り通知（第12条第1項、第3項）</p> <p>(3) 障害物の伏除及び土地の試掘等の許可申請及び通知（第14条）</p> <p>(4) 説明会の開催その他の措置（第15条の14）</p> <p>(5) 関連事業の施行の協議（第18条第2項第3号）</p> <p>(6) 土地の管理者及び行政機関の意見の照会（第18条第2項第4号から第6号まで）</p> <p>(7) 立入り調査及び立入り通知（第35条）</p> <p>(8) 土地調査及び物件調査の作成等（第36条）</p> <p>(9) 協議の確認の同意書の作成（第116条第2項）</p> <p>(10) 非常災害の際の土地の使用の通知（第122条第1項）</p>		
<p>43 国営土地改良事業によつて造成された国有土地改良財産のうち受託に係る財産（笠岡湾干拓堤防及び関連施設を除く。）の維持管理</p>		
<p>44 岡山県快適な環境の確保に関する条例の施行に関する事務</p>		
<p>(1) 県が管理する施設への落書きの消去命令（第9条）</p> <p>(2) 自動車等の放置に対する措置</p>	<p>・所属の施設及び所管に属する施設に係るものに限る。</p> <p>・所属の施設及び所管に属する施設に係るものに限る。</p>	
<p>ア 放置自動車等への警告書のはり付け（第15条）</p>		
<p>イ 放置自動車等の所有者等への通知又は所有者等が判明しない場合の公示（第16条）</p>		

ウ 放置自動車等の廃物認定 (第17条) エ 放置自動車等の処分等 (第18条 (第2項を除く。)) オ 放置自動車等の処分等に係る費用の請求 (第19条)		
45 岡山県債権管理条例に基づく保証人に対する履行の請求 (第6条第1号)		・委任事項に係るものに限る。

別表第三中「第19条関係」を「第20条関係」に改め、同表財産活用課の部2の項中12及び13を削り、14を12とする。
 別表第三産業振興課の部中6の項を7の項とし、5の項の次に次の一項を加える。

6 公有財産の取得及び処分に関する事務	1 工業技術センターにおける公有財産 (知的財産に係るものに限る。) の取得及び処分 2 工業技術センターにおける職務発明等の認定及び承継の決定 (岡山県職員の職務発明等に関する規程第5条, 第6条, 第21条)	産業振興課長 財産活用課長						○ 工業技術センター所長
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------	--	--	--	--	--	--------------

別表第三農政企画課の部中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次の一項を加える。

2 公有財産の取得及び処分に関する事務	1 農林水産総合センターにおける公有財産 (知的財産に係るものに限る。) の取得及び処分 2 農林水産総合センターにおける職務発明等の認定及び承継の決定 (岡山県職員の職務発明等に関する規程第5条, 第6条, 第21条)	農政企画課長 財産活用課長 農政企画課長						○ 農林水産総合センター長 ○ 農林水産総合センター長
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--------------------------------

別表第三財産課の部1の項中2から6の項を削り、7を8とし、8を9とし、並びに県事務所長に対する当該行為及び生産品の売払い (重要物品に係るものに限る。) の承認」及び「第249条」を削り、10を11とし、11を12とし、12を13とし、13を14とし、14を15とする。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年十一月一日から施行する。
(岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則の一部改正)
- 2 岡山県議会に係る知事の権限に属する事務の専決及び代決に関する規則(令和五年岡山県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。
第七条中「及び別表第三」を「、別表第二(1)及び(3)並びに別表第三」に改める。

◎岡山県規則第七十一号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第二項中「において同じ。」に「を」（第二百一条第一項及び第二百二条を除く。）において同じ。）に「に改める。

第二百一条第一項中「課長」の下に「、警察本部長及び県事務所長（工業技術センター所長及び農林水産総合センター長に限る。以下この項及び次条において同じ。）を、「公有財産」の下に「（県事務所長にあつては、知的財産に係るものに限る。次条において同じ。）」を加える。

第二百二条中「課長」の下に「、警察本部長及び県事務所長」を加える。

第二百三十二条の二第二項中「知事の承認を受け」を「出納局長、用度課長又は用度課管理班長（以下「出納局長等」という。）に合議し」に改める。

第二百三十三条第二項、第二百三十六条第一項、第二百三十八条第三項、第二百三十九条第二項、第二百四十条第三項及び第二百四十九条第一項中「知事の承認を受け」を「出納局長等に合議し」に改める。

様式第二百二号中「羅加」を「羅加（滄轉滄平加）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

◎岡山県訓令第8号

出 納 局

岡山県会計事務決裁規程（昭和四十一年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第五条中「第十五条及び第十六条」を「第十六条及び第十七条」に改める。
第六条中「第十四条及び第十五条」を「第十五条及び第十六条」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十一月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年十月三十一日

指定を辞退した医療機関

名称

ふなお薬局

所在地

倉敷市船穂町船穂五一

辞退年月日

令和七年十月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第四百九十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N―(ニ―メチルフェニル)―N―「一―(ニ―フェニルエチル)ピペリジン―四―イル」プロパンアミド（通称名ortho―Methylfentanyl、o―Methylfentanyl）及びその塩類
- 2 ニ―(ニ―「(四―エトキシフェニル)メチル」―五―メチル―一H―ベンゾ「d」イミダゾール―イル)―N・N―ジエチルエタン―一―アミン（通称名五―Methyl etodesnitazene、Etomet hazene）及びその塩類
- 3 三―「ニ―(ジメチルアミノ)エチル」―一H―インドール―四―イル||プロピ

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道線	余野上久米	津山市宮部下字深山田六四一番一地从先から津山市宮部下字笹井田六二四番三地从先まで	令和七年十月三十一日

◎岡山県告示第四百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称
日本建築検査協会株式会社

二 変更の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更
構造判定部

新…東京都中央区日本橋二丁目一二番九号
旧…東京都中央区日本橋二丁目一二番六号

三 変更の年月日
令和七年十一月一日

〔四八七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市北山地区内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年九月二十九日から 令和八年一月三十日まで	測量期間

〔四八八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市下津井地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和七年十月十五日から同年十一月二十三日まで	測量期間

〔四八九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市福田地内	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和七年十月二十二日から 同年十一月二十八日まで	測量期間

〔四九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

赤磐市齋富及び南方 方 地 内	測 量 区 域
公共測量（二筆地測量及び四級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年十月二十三日から 令和八年三月十九日まで	測 量 期 間

〔四七一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年十月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

航空灯火用配光測定装置 1式

(2) 購入物品の特質等

品名	規格	数量	製造所名
航空灯火用配光測定装置	ALBM-PM11	1式	東芝ライテック(株)

その他、入札説明書及び機器規格仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

令和8年3月31日(火)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和7年岡山県告示第197号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和7年11月21日(金) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年10月31日(金) から同年12月1日(月) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ約140グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年12月12日(金) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和7年12月11日(木) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和7年12月1日(月) 17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

場合には、それに応じなければならない。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :
Light Distribution Intensity Measuring Device etc. 1 Unit
- (2) Delivery date :
By 31 March (Tuesday) , 2026
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
1 :10 P.M. 12 December (Friday) , 2025
- (5) Contact point for the notice :
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office
Supplies Division

2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7539

◎岡山県人事委員会規則第三十一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月三十一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

九 岡山県警察学校

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、令和七年十月一日から適用する。

◎岡山県選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和七年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

大 林 裕 一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
赤木いさお後援会	赤木 功	原 田 広 政	浅口郡里庄町里見五二二〇―一	令和七・九・二六
希望のまち津山・光井聡後援会	光 井 聡	神 崎 大 輔	津山市南新座三一	〃 〃 〃
市民本位の市政をつくるみんなの会	氏 平 長 親	加 藤 雄 一	岡山市北区西島田町四―二五	〃 〃 〃
玉野市民の名誉を護る会	船 石 武 彦	種 光 男	玉野市玉六―九―二三	九・二九

◎岡山県選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和七年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

異動事項

新

旧

異動年月日

自由民主党岡山県参議院

小林孝一郎

主たる事務所の所在地

岡山市北区下中野三五八―一二二第2幸

岡山市南区福浜町九―六―A二〇一

令和七・九・一

選挙区第三支部

栄ビル二階

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

異動事項

新

旧

異動年月日

杉野千秋後援会

河重寛子

代表者の氏名

河重寛子

山本雅堂

令和七・九・一七

政治結社皇勇

村上慎一

主たる事務所の所在地

岡山市東区瀬戸町大内一二二〇

岡山市東区瀬戸町大内二四七一―二

九・三〇

矢掛ゆめキャットの会

竹内常夫

会計責任者の氏名

降魔信行

川上生栄

八・一一

◎岡山県選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和七年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長
大林裕一

一	政党の支部	代表者の氏名	解散年月日
	政治団体の名称	石井正弘	令和七・九・一七
	自由民主党岡山県参議院選挙区第一支部		
二	その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	解散年月日
	政治団体の名称	末長範彦	令和七・九・一七
	石井まさひろ後援会		
	加藤たかし後援会	池本龍一	〃 九・六
	市民本位の市政をつくるみんなの会	氏平長親	令和六・一二・一八

◎岡山県選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。
令和七年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大 林 裕 一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
赤木 功	里庄町長	赤木いさお後援会	浅口郡里庄町里見五二二〇―一	令和七・九・二〇
光井 聡	津山市長	希望のまち津山・光井聡後援会	津山市南新座三一	〃 九・二〇

◎岡山県選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和七年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

黒石 健太郎

黒石健太郎後援会

主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町本庄二〇八八―五

岡山市中区海吉一二六四―四

令和七・五・七

〃

〃

〃

〃 邑久町豊原一二三―一MsAV

瀬戸内市邑久町本庄二〇八八―五

七・二

ENUEαPLUS五〇六

◎岡山県選管告示第九十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、備前市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和七年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

備前市勤労者センター	施設 の 名 称
備前市浦伊部一六一一	所 在 地
備前市長	施設 の 管 理 者
五七三・〇八	施設 の 程 度
一五〇	
有	
令和七年十月七日	指定 取 消 年 月 日